

食料安全保障の強化に向けた基本農政の確立と国民理解醸成に向けた 緊急決議

我が国農業においては、生産資材価格の高止まりが依然として続く一方で、世界的な物価高騰の波の中でも、その流れに国産農畜産物価格だけが残されている。このままでは、多くの地域で営農が継続できるかどうかという危機的な状況にまで立ち至っている。

こうした状況の中、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検討が一昨年より行われてきたが、改正法案が今通常国会で可決・成立する見通しとなっており、農政は大きな転換期を迎えている。

J Aグループでは、基本法の見直しにあたり、これまでも政策提案・要請活動を積み重ねてきたが、今後も、食料安全保障の強化や適正な価格形成の実現、多様な農業者への支援など、新たな基本法に沿った形で、次期基本計画等において早急に施策の具体化を図っていくことを、政府・与党などに強く求めていく。

また、こうした食料安全保障の強化や適正価格を実現するためには、わが国の食と農に対する消費者の理解醸成と行動変容が不可欠であることから、J Aグループでは、地元住民への「地産地消」の推進と、その全国的な積上げによる「国消国産運動」に、グループの総力を挙げて取り組んでいくこととする。

本年は中期3カ年計画の総仕上げの年であり、秋には第73回J A長野県大会が開催される。農業や、J Aの組織・事業等を取り巻く環境は厳しさを増しているが、こうした状況だからこそ、我々は協同の力を発揮し、組織内外に理解・共感される新たなビジョン・計画を作り上げ、活動と事業の好循環による豊かな営農と暮らしを実現することによって、今後も総合事業体として、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を果たしていく。

以上、決議する。

令和6年5月24日
洗馬農業協同組合
第76回通常総会